



# 登録統計調査員について

## ★ 登録統計調査員制度とは

統計調査が実施されるときに、事前に登録している調査員（登録統計調査員）に調査への従事を依頼する制度です。

広く皆さんから希望される方の登録を受け付けています。

## ★ 統計調査とは

統計調査には、国勢調査や経済センサスなどさまざまな調査があり、1年間におおむね2～3種の統計調査が実施されています。この統計調査の調査対象となる世帯や事業所を訪問して、調査票を配布・回収していただく方を統計調査員といいます。

統計調査で得られた結果は、国や地方公共団体が各種行政施策を企画・立案する上での重要な資料として利用されています。

## ★ 仕事の内容

<b>1. 調査員説明会への出席</b>	調査の内容及び調査員業務についての説明を受けます。
<b>2. 調査の準備</b>	調査区地図をみて、担当する地域・調査の対象を確認して、書類への必要事項の記入など、調査の準備をします。
<b>3. 調査票の配布と取集</b>	調査対象を訪問し、調査票への記入を依頼します。調査日以降再び訪問して、調査票の回収及び記入内容を確認します。
<b>4. 調査書類の点検と提出</b>	調査票などの調査書類を点検し、市役所へ提出します。

## ★ 調査員の身分

調査期間中（約2ヶ月間）は、国勢調査の場合は、非常勤国家公務員、その他の基幹統計調査の場合は、非常勤地方公務員となります。それにより調査員には調査で知った事柄を他の人に漏らしてはならないという守秘義務が課せられております。

## ★ 待 遇

統計調査員には、調査に従事した対価として報酬が支払われます。報酬の額は、調査の種類・受け持ち件数によって異なりますが、3～5万円です。また、調査活動中に災害にあった場合は、一般の公務員と同様に公務災害補償が適用されます。

## ★ 応募資格

- ・秘密保持に信頼がおけるなど、統計調査員としてふさわしい方
- ・調査活動に責任をもって取り組める方
- ・選挙関係者及び徴税・警察に直接関係のない方
- ・満20歳以上の方(市内在住)
- ・暴力団員でない者、暴力団員と密接な関係のない方 等

## ★ 応募・問合せ先

南あわじ市役所 総務企画部 総務課 統計担当  
TEL 0799(43)5001  
FAX 0799(43)5101  
メール toukei@city.minamiawaji.hyogo.jp

